

宇佐市市勢要覧作成業務 仕様書

1 概要

本仕様書は、宇佐市（以下「本市」という。）の「市勢要覧作成業務」の実施について必要な事項を定めるものである。

(件名) 宇佐市市勢要覧作成業務

(履行期間) 契約締結日の翌日から令和3年3月26日（金）まで

ただし、下記の議決を得た場合は、令和4年2月28日まで延長予定

市議会における繰越明許費の議決

なお、上記の議決が得られない場合には、履行期間の延長を行わず、当該履行期間までの出来高に応じて仕様及び請負代金を変更する契約を行う

(納入場所) 宇佐市役所 総務部 総合政策課

2 テーマ 「定住満足度日本一、交流満足度日本一のまち」を目指して

第二次宇佐市総合計画で位置づけられている「宇佐市八策」に基づく市の施策や、本市が有する自然・歴史・文化等の情報、市勢及び現況をビジュアル的にわかりやすく紹介し、市内外に魅力を広く発信するとともに、本市への理解を深めてもらうことを目的に、2021年版の市勢要覧を作成する。

3 業務の内容

本市には「6つの日本一（宇佐神宮・双葉山・石橋・鰻絵・麦焼酎・どじょう）」や「6つの発祥の地（神仏習合・神輿・放生会・万年青・からあげ専門店・グリーンツーリズム）」、米・ぶどう等の農林水産物、世界農業遺産の認定、宇佐海軍航空隊跡等の歴史的文化財といった、長い年月を経て育まれた豊富な財産がある。それらの特性を最大限に生かし、テーマに沿った趣旨を考慮した上で、下記に示した内容で業務を行う。

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画・デザインの作成

I 全体ページの構成案、デザイン、レイアウト、原稿作成（翻訳含む）、資料収集、取材、写真撮影、編集、校正、納品等、作成に必要な業務を行うこと。

<掲載する内容>

i 市勢要覧 本編

- ・表紙
- ・目次
- ・市長あいさつ
- ・宇佐市へのアクセス、地図
- ・宇佐市の紹介（自然・歴史・文化遺産・伝統行事・イベントなど）
- ・宇佐市の施策、人物などの紹介（生活環境・産業・教育・保健福祉など）
- ・市章、市の花、市の木、市民憲章

- ・その他（独自提案を含む）
 - ii 統計資料編
 - ・宇佐市の統計数値の図表
 - ・市の変遷、位置、気候
 - ・市機構図、議会機構図（市3役・議会議員は写真を掲載）
 - ・その他（独自提案を含む）
 - II デザインについては、市勢要覧及び統計資料編に統一感を持たせてユニバーサルデザインに配慮した上で作成すること。
 - III 写真やデザイン、レイアウトを効果的に行い、読者が見やすい構成とすること。
 - IV 写真については、原則として業者において用意すること。ただし、風景等の時期によって撮影できないなど入手が困難な写真については、市が所有する写真を提供することもできる。
 - IV 翻訳については、対象箇所を市と協議し、内容を要約した上で作成(英語・ハンダ語・中国語)すること。
 - V 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。
- (2) 印刷・製本
- 本編
 - I サイズ A4版
 - II 部数 1, 500部
 - III ページ 表紙含め58ページ程度、カラー印刷
 - IV 製本 無線綴じ
 - V 用紙 表紙：アートポスト紙180kg相当品以上（PP加工）
本文：マットコート紙110kg相当品以上
 - 統計資料編
 - I サイズ A4版
 - II 部数 1, 000部
 - III ページ 表紙含め24ページ程度、カラー印刷
 - IV 製本 中綴じ
 - V 用紙 コート紙110kg相当品以上
- (3) 電子データの作成
- 低解像度PDFファイル（ホームページ掲載用）を納品すること。なお、ディスプレイへの表示用に供し、十分判別・可読可能なものとする。

4 その他

- (1) 作成過程においては、市と相互に協議し、進捗状況を共有するものとする。
- (2) 納入品の品質については、本仕様書の内容を満たしたものとすること。なお、品質が十分に確保されていない場合、改善要求の指示を行うことがある。
- (3) 完成した宇佐市市勢要覧の原版及びデータ（写真含む）の所有権ならびに印刷物の

著作権等、一切の権利は宇佐市に帰属するものとし、市の指定する媒体にて提出をすること。

- (4) 納入品が他社の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (5) 納入後に業者側の責めによる不備が発見された場合は、業者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する費用は業者の負担とする。
- (6) 本業務上知り得た情報・資料及びその他一切の事項を、いかなる場合でも第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (7) 業務を実施する上で疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、市と協議して決定する。